

6 ペット対策

6. ペット対策

PI

【目的】

拠点の円滑な運営のために、ペットの一時飼育場所を設定することで、他の避難者とのトラブルを防ぎ、円滑な拠点運営を行います。

【手順⑭】

各拠点での受付

【手順⑮】

ペットの一時飼育場所への誘導

【手順⑯】

ペットの飼い主への指示

【手順⑰】

避難者への周知

【手順⑱】

区災害対策本部への連絡

【手順⑲】

その他

P2

[illegible]

【手順⑮】

P3

ペットの一時飼育場所への誘導

飼い主が同行ペットの飼育管理等を行うことを説明したうえで、あらかじめ設定したペット一時飼育場所へ誘導します。

◇Point 1 ◇

動物の種類や大きさごとに区分けする。

（犬・猫・その他のエリアを決める）

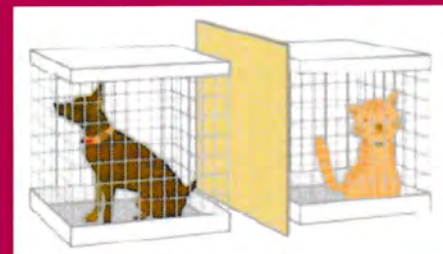
◇Point 2 ◇

ケージにタオルなどをかけて目隠しをする。

◇Point 3 ◇

係留する場合・・・

- ・ペット同士が接触しないよう、なるべく距離をおく。
- ・必ずリードにつないで、可能であれば柵（仕切り）を設ける。
- ・リードは、隣のペットと接触しない長さにする。
- ・不妊去勢手術をしていない動物は、他の動物と接触しないようにする。



【手順⑯】

ペットの飼い主への指示

P4

ペットの一時飼育場所などにおいて、苦情が発生した場合は、該当するペットの飼い主又は飼い主の会の代表者に対して改善するように指示をしてください。

◇例◇

・ペットの一時飼育場所において、適切な飼育・衛生管理がされていない場合

（給餌・清掃・排泄物の処理など）

◆ 他の避難者からの指摘（臭い・鳴き声・抜け毛など）があった場合

◆ その他、拠点運営をするうえでペット同行避難に関連した事柄（苦情） など



【手順⑰】 避難者への周知

P5

飼い主以外の避難者に、拠点でペットが飼育されていることを周知します。

また、ペットに起因する事故（咬みつき）などのトラブル防止のために、飼い主以外がペットの一時飼育場所に立ち入らないよう、注意を呼び掛けてください。

※ 避難者の受入時や掲示などで「ペットの一時飼育場所」があることを伝えてください。



【手順⑱】 区災害対策本部への連絡

P6

◇Step 1 ◇

ペットに関する物資が不足している場合は、飼い主の代表者（代表者のいない場合は飼い主）と調整し、区災害対策本部に必要な支援物資を要請してください。

【支援物資の例】

ペットフード、ペットシート、ケージなど

※ 数日間で支援物資が届くと想定していますが、被災状況によっては長期間を要する可能性があります。

また、拠点に届いた支援物資は、拠点以外に避難されている方にも提供してください。

◇Step 2 ◇

拠点に次のようなペットがいる場合は、「地域防災拠点 ペット登録票」の保護したペット情報欄に記入の上、区災害対策本部に連絡してください。

- ・ 飼い主のわからないペットがいる場合
- ・ 飼い主が被災したことによって、飼育困難となったペットがいる場合。



【手順⑱】 その他

P7

◇例１（受入れ対象の動物について）◇

原則として、犬・猫・小動物（小鳥・ウサギ・ハムスターなど）など、拠点で飼い主等が安全かつ責任を持って管理することができ、拠点運営委員会が認める動物です。

それ以外の動物（大型の動物、危険な動物、専用の飼育設備が必要な動物など）は拠点での受入れは困難なため、次のような対応を行ってください。

◇拠点以外での飼育とする（自宅の敷地内などの安全な場所）

◇ペットが慣れている預け先や災害時に預かってもらえる親戚、知人、動物病院、民間団体の施設などに預ける。

◇例２（身体障害者補助犬の取り扱い）◇

身体障害者補助犬はペットではありません。

被災者が補助犬を連れて避難してきた場合には、補助犬の避難所への入室を拒んではならないことが身体障害者補助犬法で定められています。

補助犬の同伴については、円滑に受け入れを行ってください。



この地域防災拠点で
ペット一時飼育場所が
分かる写真や地図を
貼ってください。